

弁理士

佐藤流なら今から狙える！
短答一発合格メソッド
【佐藤 卓也 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 240304

MU24030

1 短答試験と論文試験との相関関係

- (1) 短答8割以上 → 50%論文通過の可能性あり
- (2) 短答7割以上 → 20%論文通過の可能性あり
- (3) それ以下で短答通過 → 10%未満（この層が大多数）

2 短答試験は自学でどうにかなる試験か

- (1) ある程度のレベルまであれば可能性はある
- (2) そうでない場合 → 自学は論文以上に難しい
- (3) 現行試験は短答試験の難化傾向
 - 《理由》
 - ① 一番客観的。不均衡感を生まない。
 - ② 採点や費用の面でも効率的
- (4) 近時の大改正 → 改正本・青本が一番の基本書だが理解が容易ではない
 - ① 切り口が異なるのが論文試験 → 題意把握が難しい
 - ② ここ数年は本質を知らなくても合格ができた
→ 今年は論文試験の傾向が様変わり
 - ③ 短答試験も新作が出る → 切り口が変わると完答できなくなる
 - ④ 論文試験も考える試験に
→ 考える試験とは何か → 何故、その観点が必要なのか
→ 項目だけ上げて合格しているが本当に妥当なのか？

3 試験傾向の変化

- (1) 文章は短いものと長いものの両者 → どこまで考えるべきか悩む試験に変化
- (2) 新作が多く出題 → 過去問の繰り返しだけでは対処は不十分
- (3) 科目によって難易度が違う → 科目別基準点制度導入で難化
(今年は数との関係で絞る可能性あり)
- (4) 年度によって難易度が異なる → 今年は難化 → 今後もその傾向か

4 現実的戦略

- (1) 来年度に短答・論文一気通過 → 時期的問題・科目別足きり制度
 - (2) 短答を上位合格 → 論文対策をやる
 - (3) 短答合格のみ
- } -----> 現実的

5 論文を狙うのならば短答問題をどう使うかがポイント

(1) 合格者の減少 → 論文式

《ポイント》

簡単に書く。内容はわからないが暗記して簡潔にごまかした記載。

- ◆ これでも合格していた
- ◆ 今年の問題はこれが一切不可になってきた

(2) 短答の問題が特許庁からのメッセージ

(3) 短答を論文式に解答する訓練が必須

6 短答コンプリート講座ならば何故、秋からでも合格できるのか (倍速インプット)

【多くの科目を回すためには】

1 止まらないこと

◆ 概要 → 理解 → 解答力

2 どうすべきか？

(1) 入門エッセンシャル → 概要を回す (14回)

(2) 短答基礎編 → 入門講座ではない (2倍速) + 論文論点
→ 入門講座の単元 + 短答問題を一緒に (インとアウトを一緒にやる)
∴ 具体的な問題にあたらないと場面想定が出来ない
→ 各回で、論点表を板書として配布する

(3) 短答基礎編の幅 → 短答の7割 → ただし深さは相当程度

(4) 応用知識編 → 短答の10割 → 1問から5問解ける勉強
→ 最後は条文単位での学習が必須

◆ 条文で学ぶとは何か？

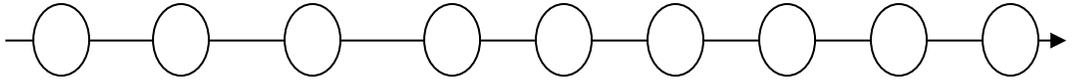
- ・ 条文の暗記ではない
- ・ 条文は何故？このように記載されているの？
- ・ 問題では何故？この点を問うているの？

(5) 短答重要項目セレクト → 最後のまとめ

① 過去問を題材とした一問一答スタイルのテキスト → 解説

② 最後のまとめ → 短答は最後どこまで詰めたかで10点違う

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 短答基礎編 | 応用知識編 | 重要項目セレクト |
| 単元別短答・論文 | 条文別短答・論文 | 枝別で最後のまとめ |



短答の深さ

.....

論文の深さ

.....

7 勉強方法 → 隙間時間を全て勉強に当てる

- (1) 通信教材と生講義の使い分け
 - ① 授業 → 復習中心 → 問題で具体的に理解
 - ② 通信 → 何度も回す（常にICを持ち歩き聞き続ける）
- (2) 論文試験との関係
 - ◆ 短答を論文的に説く
 - ◆ 体系から解く → 論文と短答試験がつながる

8 体系とは何？

- (1) 弁理士試験の謎？
 - ・何故？1年～2年で合格できる？
 - ・何故？知財法は大学3年時以降なの？
- (2) 弁理士のこれから
 - ・体系を理解すれば無限の広がりがある
 - ・何故？（法際分野が多い）
 - ・大学でも、弁護士でも扱わない領域が多岐にわたる
- (3) 弁理士試験合格は → そこまではいらないとされてきた
 - ・何故？
 - ・現在は？

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU24030